

日本赤十字社診療放射線技師会 会費納入規約

(目 的)

第 1 条

この規約は日本赤十字社診療放射線技師会会則第 6 条及び第 7 条に基づく入会金及び会費について必要な事項を定める。

(入会金及び会費)

第 2 条

会員が納入しなければならない会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 1,000 円
- (2) 年会費 3,000 円

(会費納入期限)

第 3 条

会費は会則第 7 条に基づき納入するものとする。

(会員資格の喪失及び復権)

第 4 条

会則第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかった者は会費完納までの間会員権を停止する。

2. 会則第 7 条の支払義務を 3 年以上履行しなかった者は退会とみなし会員資格を喪失する。
3. 前項の規定により会員資格を喪失した者が会員資格の復活を申し出た場合は滞納分の会費を納入し会則第 6 条に従い入会手続きを行う。

(会費の免除)

第 5 条

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は会費免除の取り扱いを受けることができる。

- (1) 産前産後休暇及び育児休業、公症休務、その他の事由等による 12 か月以上の休職。
- (2) 天災その他災害をこうむったとき。

(会費の免除申請)

第 6 条

会費免除の申請は当該会員が所属する組織の長（以下「所属長」という）がこれを行う。

2. 所属長は所定の書式に必要事項を記入し本会に申請する。

(免除期間)

第 7 条

免除期間は 3 か年を超えないものとする。

(承認)

第 8 条

第 4 条に定める会員権の停止及び会員資格の喪失並びに復権について、第 6 条に定める会費の免除申請について、第 7 条に定める免除期間について、その他必要な事項については常任理事会で審議しこれを承認する。

2. 第 5 条第 2 号の場合において会費免除の申請が困難な場合又は常任理事会の審議が困難な場合に限り会長の判断によって会費を免除することができる。
3. 前項の場合において会長は常任理事会に報告し承認を得るものとする。

(改 廃)

第 9 条

この規約は理事会に諮り総会の承認を得るものとする。

附 則

この規約は昭和 28 年 11 月 16 日より施行する。

昭和 58 年 10 月 26 日 改正

昭和 62 年 8 月 27 日 改正

平成 2 年 4 月 5 日 改正

平成 10 年 5 月 28 日 改正

平成 24 年 5 月 31 日 改正

平成 26 年 5 月 23 日 改正

平成 30 年 5 月 11 日 改正

令和元年 5 月 31 日 改正

令和 7 年 6 月 8 日 改正